

陳情

陳情 8 第 14 号

表題 青梅市住宅課の不作爲に関する陳情

趣旨

市営[ ]住宅の利用者における迷惑行為及び青梅市策定条例違反行為があり、以前より相談をしていたが当住宅課は報告及び連絡もないと主張し、警察出動する事態へと発展。その後、当議会へ陳情提出を行ったが、不採択とした。2026年8月25日17時に[ ]の掲示板にて[ ]室タバコの灰を捨てるなという手書きの貼り紙を発見。別棟で別の利用者が迷惑行為を行っている事を認知した。同時に以前の件より、報告があれば対応していくとした住宅課の回答も誤りであり、不作爲である事が明らかとなった。

以下の事項を要望する。

- 一、これ以上の迷惑行為及び違反行為が多発しない様、実態把握及び調査を全市営住宅全戸へ行う事
- 一、迷惑行為、違反者へ厳格処分を行う事
- 一、利用者が入居条例を認知しているか直接確認を行う事
- 一、市長より、前回と今回の住宅課の不作爲について調査を行い、該当職員の処分及び改善へ努める事

上記のとおり陳情いたします。

令和 8 年 8 月 26 日

陳情者住所

氏名

電話

青梅市議会議長 山崎 勝 殿

